

ひとり親家庭等医療費支給事業補助金交付要綱

(平成4年6月30日埼玉県生活福祉部長決裁)

(趣旨)

第1条 県は、ひとり親家庭等の福祉の増進を図るため、ひとり親家庭等医療費支給事業実施要綱（平成4年6月30日決裁。以下「実施要綱」という。）の目的に基づき、市町村が実施するひとり親家庭等医療費支給事業（以下、「補助事業」という。）に要する事業費について、当該市町村に対し、毎年度予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、実施要綱の定めにあるほか、次の各号に定めるところによる。

(1) 削除

(2) 償還払い 実施要綱第8条第1項から第5項までに掲げる方法により、市町村が受給者に係るひとり親家庭等医療費を申請者に支給することをいう。

(3) 審査支払手数料 市町村が実施要綱第3条第12号に定める現物給付の実施のため、当該医療費の支払いについて埼玉県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）または医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下「DX審査支払機構」という。）と委託契約を締結している場合において発生する、次に掲げる費用をいう。

ア 国保連との契約に定められている審査支払手数料として、国保連の審査及び支払事務の執行に要する費用に充てるため、国保連が審査した診療報酬明細書または調剤報酬明細書（これに相当する電子情報又は記録事項を含む。）1件につき、当該契約に定められた単価を乗じて得た額

イ DX審査支払機構との契約に定められている事務費として、別に定める事務費算定の基礎となる1件当たりの金額に毎月診療報酬の精算の基礎となった診療件数を乗じて得た額

(補助対象経費及び補助率)

第3条 補助金の額は、第2項各号に定めるそれぞれの補助対象経費に、第3項または第4項に定める補助率を乗じたもの（1円未満の端数は切り捨てるものとする）を合計し算出した額とする。

2 この補助金の交付の対象となる補助対象経費は、補助事業の実施に必要な経費のうち、次の各号に掲げるものとする。なお、補助対象経費の算定については、県が別に定める方法により算定した対象者数及び支給件数を用いることができる。

(1) 実施要綱の規定により市町村が受給者に支給したひとり親家庭等医療費。ただし、実施要綱第3条第12号に定める現物給付により支給したもの以外は、償還払いにより支給したものとして算定する。

(2) 審査支払手数料

3 前項の経費に対する補助率は2分の1とする。

ただし、補助金を受けようとする年度の前年度財政力指数（以下「財政力指数」という。）が1を超える市町村に対する補助率は、次号に定めるとおりとする。

(1) 前年度の補助率が1／2の市町村 5／12

(2) 財政力指数が1.1未満の市町村 5／12

(3) 財政力指数が1.1以上の市町村（(1)の場合を除く。） 1／3

4 前項の規定にかかわらず、さいたま市の補助率については6分の1とする。

5 第3項の財政力指数は、補助金を交付する年度（以下「補助年度」という。）の前年度以前3か年における各年度の基準財政収入額を基準財政需要額（基準財政収入額及び基準財政需要額は地方交付税法（昭和25年法律第211号）で規定される額をいう。以下「基準額」という。）で除して得た数値（以下「単年度財政力指数」という。小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで求める。これ以下算出する数値について同じ。）の合計を3で除して得た数値とする。

6 規則第4条による申請日までに地方自治法（昭和22年法律第67号）で規定する市町村の廃置分合のうち合体及び編入により合併（以下「合併」という。）があった市町村にかかる前項の単年度財政力指数は、総務大臣による普通交付税及び地方特例交付金等の交付額の決定時において、合併後市町村の基準額が算定されている年度はこれにより数値を算出し、合併前のため合併後市町村の基準額が算定されていない年度においては、合併前の各市町村基準額の合計額により得られた数値を、合併後市町村の基準額とみなして、前項の例により算出することとする。

7 規則第4条による申請日後、補助年度内に合併があった市町村については、前項の規定にかかわらず、当該年度に限り、合併前の市町村が存在するものとして、合併前市町村の財政力指数により、それぞれ補助率を適用し、補助金を算定することとする。

（申請手続）

第4条 規則第4条第1項の規定による申請は、様式第1号によるものとし、その期限は、毎年4月30日とする。

（変更申請手続）

第5条 市町村は、この補助金の交付決定後の事情の変更により追加交付等の申請を行う場合には、様式第2号の申請書を毎年12月20日までに知事に提出しなければならない。

(記載事項等)

第6条 規則第4条第1項第2号及び第3号に掲げる事項は、記載することを要しない。

2 規則第4条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定通知書の様式)

第7条 規則第7条の交付決定通知書及び変更交付決定通知書の様式は、それぞれ様式第3号及び様式第4号のとおりとする。

(概算交付)

第8条 知事は、規則第5条の規定により交付決定した補助金について、概算払の方法により交付するものとする。

(実績報告)

第9条 規則第13条の規定による報告は、様式第5号によるものとし、その期限は、毎年3月20日とする。

(補助金の額の確定通知及び精算交付)

第10条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、様式第6号の通知書により行うものとする。

2 知事は、規則第14条の規定により額の確定した補助金について、速やかに精算交付するものとする。

(書類の整備等)

第11条 市町村は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(補助事業の遂行)

第12条 県は、規則第5条の規定により交付決定を受けた市町村に対し、規則第20条の規定により、補助事業の円滑な実施の確保を目的とした監査を別に定める方法で実施するものとする。

2 規則第5条の規定により交付決定を受けた市町村は、規則第11条の規定により、補助事業の遂行その他事業の実施に必要な事項について、県に報告しなければならない。

い。また、埼玉県が別に定める期日までに、県が定める方法で定期の状況報告をしなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成5年1月1日から施行する。
- 2 平成4年度の補助金の申請の期限は、第4条の規定にかかわらず、平成5年2月1日とする。

附 則

この要綱は、平成7年11月1日から施行し、平成7年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 さいたま市については、第3条の規定にかかわらず平成26年度の補助率を3分の1とする。
- 2 この要綱は、平成25年8月26日から施行する。

附 則

- 1 さいたま市については、第3条の規定にかかわらず平成27年度の補助率を3分の1とする。
- 2 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項の規定は、令和5年1月診療分から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。施行日より前に規則第5条による交付決定を受けているものについては、施行後においても交付決定を受けているものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行前の診療に係る補助金の算定については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年度ひとり親家庭等医療費支給事業補助金交付申請書

第 号
年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

市町村長

下記により 年度ひとり親家庭等医療費支給事業補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第 4 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 関係書類

年度ひとり親家庭等医療費支給事業補助金交付申請額算定調書
別紙のとおり

別紙

年度ひとり親家庭等医療費支給事業補助金交付申請額算定調書

1 対象者数調（本年度対象予定者数）

区分 保険種別	母子家庭		父子家庭		養育者家庭		計	
	母	児 童	父	児 童	養 育 者	児 童	父 母 等	児 童
国保	人	人	人	人	人	人	人	人
社保	人	人	人	人	人	人	人	人
合 計	人	人	人	人	人	人	人	人

2 所要額算出明細書

保険種別	区分 対 象	一部負担金の 額 A	自己負担金 の額 B	附加給付 の額 C	高額療養費 の額 D	支給予定額 (A-B-C-D) E
国 保 分	父母等	円	円	円	円	円
	児童	円	円	円	円	円
社 保 分	父母等	円	円	円	円	円
	児童	円	円	円	円	円
合 計	父母等	円	円	円	円	円
	児童	円	円	円	円	円
	計	円	円	円	円	円

3 県費補助申請額

支 給 予 定 額 E	収入見込額 F	県費補助基本額 (E - F) G	補助率 H	県費補助申請額 (G × H) I
円	円	円		円

4 審査支払機関への手数料県費補助申請額

手数料支払予定額 E'	手数料返戻見込額 F'	県費補助基本額 (E' - F') G'	補助率 H'	手数料県費補助申請額 (G' × H') I'
円	円	円		円

補助金交付申請額

補助金交付申請額 (I+I') J
円 0

様式第 2 号（第 5 条関係）

年度ひとり親家庭等医療費支給事業補助金変更交付申請書

第 号
年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

市町村長

年度ひとり親家庭等医療費支給事業補助金については、 年 月 日付け
第 号で交付決定を受けたところですが、その後の事情の変更により、交
付額を下記のとおり変更されるよう申請します。

記

- | | | | |
|---|------------|---|---|
| 1 | 今回変更交付申請額 | 金 | 円 |
| | 内訳 既交付決定額 | 金 | 円 |
| | 差引今回申請額 | 金 | 円 |
| 2 | 変更を必要とする理由 | | |

3 関係書類

年度ひとり親家庭等医療費支給事業補助金変更交付申請額算定調書
別紙のとおり

別紙

年度ひとり親家庭等医療費支給事業補助金変更交付申請額算定調書

1 対象者数調（本年度対象予定者数）

区分 保険種別	母子家庭		父子家庭		養育者家庭		計	
	母	児 童	父	児 童	養 育 者	児 童	父 母 等	児 童
国保	人	人	人	人	人	人	人	人
社保	人	人	人	人	人	人	人	人
合 計	人	人	人	人	人	人	人	人

2 所要額算出明細書

保険種別	区分 対 象	一部負担金の 額 A	自己負担金 の額 B	附加給付 の額 C	高額療養費 の額 D	支給予定額 (A-B-C-D) E
国 保 分	父母等	円	円	円	円	円
	児童	円	円	円	円	円
社 保 分	父母等	円	円	円	円	円
	児童	円	円	円	円	円
合 計	父母等	円	円	円	円	円
	児童	円	円	円	円	円
	計	円	円	円	円	円

3 県費補助申請額

支 給 予 定 額 E	収入見込額 F	県費補助基本額 (E - F) G	補助率 H	県費補助申請額 (G × H) I
円	円	円		円

4 審査支払機関への手数料県費補助申請額

手数料支払予定額 E'	手数料返戻見込額 F'	県費補助基本額 (E' - F') G'	補助率 H'	手数料県費補助申請額 (G' × H') I'
円	円	円		円

補助金交付申請額

変更交付申請額 (I × I') J	既交付決定額 K	差引今回申請額 (J - K) L
円	円	円

様式第3号（第7条関係）

年度ひとり親家庭等医療費支給事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

市町村長 様

埼玉県知事 (公印省略)

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度ひとり親家庭等医療費支給事業補助金については、下記のとおり交付する。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 支払方法 概算払とする。
- 3 条 件
 - (1) この補助金は、交付目的以外の事業に使用しないこと。
 - (2) この事業を中止し、若しくは廃止し、又は事業の内容を変更するときは、知事の承認を受けること。
 - (3) この事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告すること。

様式第4号（第7条関係）

年度ひとり親家庭等医療費支給事業補助金変更交付決定通知書

第 号
年 月 日

市町村長 様

埼玉県知事 (公印省略)

年 月 日付け 第 号で変更交付申請のあった 年
度ひとり親家庭等医療費支給事業補助金については、下記のとおり変更交付する。

記

1 変更交付決定額 金 円
(うち追加(減額)交付決定額 金 円)

2 支払方法 概算払とする。

3 条 件

- (1) この補助金は、交付目的以外の事業に使用しないこと。
- (2) この事業を中止し、若しくは廃止し、又は事業の内容を変更するときは、知事の承認を受けること。
- (3) この事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告すること。

様式第 5 号（第 9 条関係）

年度ひとり親家庭等医療費支給事業実績報告書

第 号
年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

市町村長

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定（変更交付決定）の通知を受けた 年度ひとり親家庭等医療費支給事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第 13 条の規定により、下記の関係書類を添えて報告します。

記

1 関係書類

補助事業に要した経費に関する事項

別紙 年度ひとり親家庭等医療費支給事業補助金精算調書のとおり

別紙

年度ひとり親家庭等医療費支給事業補助金精算調書

1 対象者数（現在数）

区分 保険種別	母子家庭		父子家庭		養育者家庭		計	
	母	児 童	父	児 童	養 育 者	児 童	父 母 等	児 童
国保	人	人	人	人	人	人	人	人
社保	人	人	人	人	人	人	人	人
合 計	人	人	人	人	人	人	人	人

2 支給状況

保険種別	区分 対 象	一部負担金の 額 A	自己負担金 の額 B	附加給付 の額 C	高額療養費 の額 D	支給費総額 (A+B+C+D) E
国 保 分	父母等	円	円	円	円	円
	児童	円	円	円	円	円
社 保 分	父母等	円	円	円	円	円
	児童	円	円	円	円	円
合 計	父母等	円	円	円	円	円
	児童	円	円	円	円	円
	計	円	円	円	円	円

3 県費補助所要額

支給費総額 E	収入額 F	県補助基本額 (E-F) G	補助率 H	県補助所要額 (G×H) I	交付決定額 J	差引過不足額 (I-J) M	
						不足額 K	超過額 L
円	円	円		円	円	円	円

4 審査支払機関手数料県費補助額

手数料支払額 E'	手数料返戻額 F'	県費補助基本額 (E'-F') G'	補助率 H'	手数料県補助所要額 (G'×H') I'	手数料交付決定額 J'	差引過不足額 (I'-J') M'	
						不足額 K'	超過額 L'
円	円	円		円	円	円	円

5 補助所要額集計結果

交付決定額計 (J+J') N	差引過不足額計 (M+M') O	実績額 (N+O) P
円	円	円

様式第 6 号（第 1 0 条関係）

年度ひとり親家庭等医療費支給事業補助金交付確定通知書

第 号
年 月 日

市町村長 様

埼玉県知事 (公印省略)

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知をした 年度

ひとり親家庭等医療費支給事業補助金については、年 月 日付け 第
号で提出のあった実績報告書等に基づき、下記のとおりその額を確定したので、補助金
等の交付手続等に関する規則第 1 4 条の規定により通知します。

記

- | | | | |
|---|-----------|---|---|
| 1 | 交付確定額 | 金 | 円 |
| 2 | 既交付額 | 金 | 円 |
| 3 | 差引過(△)不足額 | 金 | 円 |

様式第 6 号（第 1 0 条関係）

年度ひとり親家庭等医療費支給事業補助金交付確定通知書

第 号
年 月 日

市町村長 様

埼玉県知事 (公印省略)

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知をした 年度ひとり親家庭等医療費支給事業補助金については、年 月 日付け 第 号で提出のあった実績報告書等に基づき、下記のとおりその額を確定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第 1 4 条の規定により通知します。

なお、超過交付となった金 円については、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和 4 0 年埼玉県規則第 1 5 号）第 1 7 条第 2 項の規定により 年 月 日までに返還してください。

記

- | | | | |
|---|-----------|---|---|
| 1 | 交付確定額 | 金 | 円 |
| 2 | 既交付額 | 金 | 円 |
| 3 | 差引過(△)不足額 | 金 | 円 |